

大阪市西区広報板広告募集要項

民間企業等との協働により区の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、西区広報板に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

西区内広報板の一部

2 広告の規格

(1) サイズ

1 枠：縦 190mm×横 1,500mm
半枠：縦 190mm×横 740mm

(2) 「広告」表示の規格

広告枠内側の右上に、次のとおり、罫線で囲み **広 告** と表記してください。

枠の大きさ：縦 20mm×横 40mm (囲み線を含む)

罫線の太さ：0.5 mm

刷り色：白地に黒字 (スミベタ)

フォント：UD ゴシック (ユニバーサルデザインに対応したゴシック系のフォント)

フォントサイズ：JIS 規格約 36 ポイント (50 級相当)

位置：広告枠内側の右上に 2mm の間隔

3 広告掲載料金

1 枠：月額 2,500 円 (税込)

半枠：月額 1,500 円 (税込)

4 広告掲載期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで (1 か月単位)

※ 広告を掲載する期間は毎月 1 日～月末までとなり、掲載希望者は 1 か月単位で掲載期間を指定できます。

5 募集期間

(2) 広告申込受付開始日

令和 7 年 1 月 17 日 (金) から先着順 (ただし、同日の場合抽選とする。)

※ 先着順や抽選については「[8 広告掲載の決定](#)」をご参照ください。

(3) 申込期限

[別表 1](#) のとおり

6 広報板広告募集箇所

別表2のとおり。空き状況についてはホームページをご覧いただかずか、西区役所総務課（事業調整）までお問い合わせください。

7 広告掲載の申込み

「行政オンラインシステム」または送付・持参で別表の申込期限までに申込みください。
電話・ファックス・メール等での申込みは受け付けません。

(1) 「行政オンラインシステム」による申込み方法（2種類）

- ① 「行政オンラインシステム（広告掲載申込+屋外広告物許可申請）」
- ② 「行政オンラインシステム（広告掲載申込）」（別途、屋外広告物許可申請が必要です）
各項目に必要事項を入力し、広告原稿添付のうえ申込みください。
※「行政オンラインシステム」は事前の登録が必要です。

【申込みの流れ】

- ① 「行政オンラインシステム」にログインする。
- ② 必要事項の入力及び広告見本を添付し申請する。
- ③ 申請後、申請の完了メールが申請者あてに届きます。

【必要事項】

- ① 事業者情報
- ② 広告掲載情報（掲載希望場所・枠数など）
- ③ 広告見本（ファイル形式はPDF・JPG・JPEG・PNGのみ）

(2) 送付・持参による申込み方法

必要書類を西区役所総務課（事業調整）へ送付、または5階52番総務課窓口へ提出してください。〔送付の場合は、期限日必着。窓口への提出の場合は、期間内の月曜日から金曜日9:00～12:15、13:00～17:30（土日祝日を除く）〕

【必要書類】

- ① 大阪市西区広報板広告掲載申込書
(西区役所ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。)
- ② 広告見本

【申込み先】

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
大阪市西区役所総務課（事業調整）

8 広告掲載の決定

先着順とし、広告掲載申込書等受付後、西区役所において審査を行い、掲載の可否を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求める場合があります。

また、募集期間内に受け付けた複数の申込みは、先着が掲載不可の場合に順次審査し、掲載を決定します。

※先着順とは、受付日順とし、同日に受け付けた申込書については公開抽選により順位を決定します。抽選は西区役所の職員が行いますが、当日立会いを希望する場合は、広告掲載申込書のチェック欄に印をしてください。

※抽選の結果、第1順位が半枠申込者、第2順位が1枠申込者の場合で、1枠申込者が事前に広告掲載申込書のチェック欄において半枠に変更する旨を承諾している場合は、半

枠に変更し掲載します。また、1枠申込者が半枠に変更する旨を承諾していない場合は、第3順位以降の申込者へ権利を移譲します。

※ 送付での申込みの場合は、西区役所総務課（事業調整）が書類を受領した日をもって受付日とします。

※ 受付開始日以前に申込書類が到着した場合は、受付開始日に受領したものとします。

※ 令和7年3月末まで広告掲載予定の広告について、本募集の令和7年4月以降も同広告を同場所に継続して掲載する申込みがあった場合は、掲載順位を優先します。

9 広告物の作成・設置・撤去

掲載が決定した広告プレートの製作費などの諸費用は広告掲載事業者の負担とします。広告設置・撤去も広告掲載事業者で行ってください。

※ 耐水・耐光ステッカーでの掲出とし、広報板を著しく痛め、原状回復が困難になるような利用はやめてください。（広告掲載事業者は原状回復の責務を負います。）

10 屋外広告物許可申請について

広告の設置には屋外広告物許可申請が必要になります。詳しくは建設局ホームページをご覧ください。

鞠公園東園（管理番号 63・64）については、景観計画に定める重点届出区域の対象となるため、計画調整局に別途申請が必要です。広告物基準により広告デザイン等に制限があります。詳しくは、計画調整局ホームページをご覧ください。

11 広告掲載料金の支払い

広告掲載料金は、西区役所が発行する納入通知書により、掲載希望月数の合計額を、広告掲載料金納入期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に一括前納してください。

12 広告掲載料金の返還

既納の広告掲載料金は返還しません。ただし、区長が特別の事由があると認めるときはこの限りではありません。

13 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、各掲載月の広告掲載料金納入期限までに書面にて受け付けます。ただし、徴収した広告掲載料金は返還いたしません。

14 広告掲載決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すものとします。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき
- (2) その他区長が必要と認めたとき

15 その他

- (1) 広告掲載については、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西区役所広告媒体への広告掲載要領」に適合するものとしてください。
- (2) 内容に疑義が生じた場合、また本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ西区役所と広告掲載事業者双方協議のうえ定めます。

- (3) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。

(別表 1)

掲載月	申込期限・広告見本提出期限	広告掲載料金納入期限
4月	令和7年1月28日(火曜日)	令和7年3月14日(金曜日)
5月	令和7年2月28日(金曜日)	令和7年4月15日(火曜日)
6月	令和7年3月31日(月曜日)	令和7年5月16日(金曜日)
7月	令和7年4月30日(水曜日)	令和7年6月16日(月曜日)
8月	令和7年6月3日(火曜日)	令和7年7月16日(水曜日)
9月	令和7年7月1日(火曜日)	令和7年8月15日(金曜日)
10月	令和7年7月30日(水曜日)	令和7年9月12日(金曜日)
11月	令和7年9月1日(月曜日)	令和7年10月17日(金曜日)
12月	令和7年9月29日(月曜日)	令和7年11月13日(木曜日)
1月	令和7年10月28日(火曜日)	令和7年12月12日(金曜日)
2月	令和7年11月26日(水曜日)	令和8年1月16日(金曜日)
3月	令和7年12月22日(月曜日)	令和8年2月12日(木曜日)

※掲載期間は毎月1日から月末までの1か月単位となります。

管理番号	設置場所	住 所	備考(空き状況)
1	西船場小学校	江戸堀 1 丁目 21 番 28	
3	西船場公園 西入り口	京町堀 1 丁目 11 番	
4	花乃井中学校	江戸堀 2 丁目 8 番 29	
5	花乃井公園 北西側	京町堀 2 丁目 11 番	
6	江戸堀公園 北東	京町堀 3 丁目 7 番	
7	市立鞠幼稚園	鞠本町 1 丁目 19 番	
8	鞠公園(西園) 西側	鞠本町 2 丁目 1 番	
10	明治小学校	阿波座 2 丁目 3 番 35	
11	新阿波座公園	阿波座 1 丁目 8 番	
12	阿波座南公園 東側	立壳堀 2 丁目 2 番	
13	阿波座南公園 西北	立壳堀 2 丁目 2 番	
14	大阪市立児童院 南西側	立壳堀 4 丁目 10 番	
15	島津公園 西側	立壳堀 5 丁目 4 番	
16	薩摩堀公園 東南	立壳堀 4 丁目 2 番	
18	新町西公園 北側	新町 4 丁目 5 番	
19	立壳堀公園	新町 3 丁目 1 番	
21	新町北公園 北東	新町 1 丁目 15 番	
23	新町北公園 南西角	新町 1 丁目 15 番	
24	堀江小学校 東学舎 北東角	北堀江 3 丁目 2 番 16	
26	堀江公園 北側	南堀江 1 丁目 13 番	
27	堀江公園 南側	南堀江 1 丁目 13 番	
28	土佐稲荷神社(土佐公園) 南東側	北堀江 4 丁目 9 番	
30	阿弥陀池公園 南西角	北堀江 3 丁目 3 番	
31	もと堀江中学校	南堀江 3 丁目 5 番 7	
32	高台橋公園 南東	南堀江 3 丁目 1 番	
33	南堀江公園 北東	南堀江 2 丁目 8 番	
35	日吉小学校 北西側	南堀江 4 丁目 9 番 19	
37	日吉公園 東側	南堀江 4 丁目 9 番	
38	西中学校	千代崎 3 丁目 1 番 43	
39	松島公園 南側	千代崎 1 丁目 3 番	
40	松島公園 北西角	千代崎 1 丁目 3 番	
41	松島公園 東側	千代崎 1 丁目 3 番	
42	西保育園	千代崎 2 丁目 21 番 18	
44	本田公園 南西側	本田 3 丁目 8 番	
46	本田公園 北側	本田 3 丁目 8 番	
47	九条東小学校 東角	九条 2 丁目 6 番	

48	<u>九条北公園 南側</u>	九条南 4 丁目 19 番	
49	<u>九条東小学校 西角</u>	九条 2 丁目 6 番 2	
50	<u>松島公園 北角</u>	千代崎 1 丁目 3 番	
51	<u>九条南公園 北東側</u>	九条南 2 丁目 19 番	
53	<u>九条公園 東側</u>	九条南 1 丁目 1 番	
56	<u>九条南公園 北西角</u>	九条南 2 丁目 19 番	
57	<u>九条北小学校 北側</u>	九条南 4 丁目 7 番 38	
58	<u>九条東公園(西園) 東側</u>	九条 2 丁目 20 番	
59	<u>九条抽水場</u>	九条南 4 丁目 27 番	
60	<u>九条北小学校 南側</u>	九条南 4 丁目 7 番 38	
62	<u>九条北公園 西角</u>	九条南 4 丁目 19 番	
63	<u>鞠公園(東園) 西側</u>	鞠本町 1 丁目 9 番	
64	<u>鞠公園(東園) 北東側</u>	鞠本町 1 丁目 9 番	
65	<u>堀江小学校 東学舎 北西角</u>	北堀江 3 丁目 2 番	
66	<u>西長堀公園 北東角</u>	北堀江 4 丁目 1 番	
67	<u>大阪ドーム北公園 北角</u>	九条南 1 丁目 8 番	
69	<u>旦吉幼稚園 北側</u>	南堀江 4 丁目 8 番	

※ 備考欄に掲載期間が記載されているものが、本募集の令和 7 年 4 月以降も同広告を同場所に継続して掲載する申込みがあった場合は、優先して掲載します。継続の申込みがなかった場合、募集はこの限りではありません。